

2008年3月13日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

精神保健対策及び老人性認知症疾患対策に関することに係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び提供すること及び目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略について
(答申)

2008年3月4日付けで諮問(第304号)された精神保健対策及び老人性認知症疾患対策に関することに係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び提供すること及び目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第8条第2項第2号の規定による社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (3) 条例第12条第1項第4号及び第2項第4号の規定による目的外に利用し提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、社会的差別の原因となる個人情報を取り扱う必要性、必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びに目的外に利用し提供する必要性及び目的外に利用し提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

我が国の自殺者数は平成10年をさかいに3万人を超え、その後も高い水準が続いている。平成18年には全国で32,000人の自殺者がおり年々減少している交通事故死とは対照的に増加の一途をたどっている。また、先進国と比較しても我が国の自殺による死亡率は、突出して高い水準にある。

このような状況に対し、国としてはさまざまな対策をとりつつも減少傾向が見られないことから、平成18年6月に「自殺対策基本法」（以下「基本法」という。）を制定した。これは、国を挙げて自殺対策を総合的に推進し自殺の防止を図り、あわせて自殺者の遺族に対する支援の充実を図ることを主旨としている。さらに、平成19年6月には「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）として、政府が推進すべき自殺対策の指針を策定した。

今回の諮問は上記基本法の第2条基本理念、第4条地方公共団体の責務、第11条調査研究の推進等及び大綱の基本的考え方にに基づき、神奈川県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が「こころといのちのサポート事業（自殺対策）」の調査研究を実施することになった。この事業は、2005年1月1日から2014年12月31日までに自殺したものに係る人口動態調査の死亡小票を使用し各市町村のデータ分析を行い、自殺による死亡者の実態を把握するものである。この調査は今後の現状に即した自殺対策事業の基礎資料となるものである。

事業の実施手順は、保健所が管理している人口動態の死亡小票を活用し死亡原因が自殺のものを抽出し、別紙（様式3-1及び様式3-2）の項目のみ情報収集しセンターに報告するものである。

(2) 社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性について

調査項目に「国籍」があるが、これは自殺による死亡者の国籍により特徴があるかの実態を調査することにより、今後の自殺対策事業を実施する上での基礎資料とするものである。そのため、国籍は本調査において必要な項目であり、調査対象市町村すべてに共通する項目であるため、一般的制限を超えて収集する必要がある。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

保健予防課において、センターの調査研究に協力するにあたっては、自殺で

死亡した者の年齢・性別・職業等が必要であるが、国の人口動態統計のデータベースでは死者の氏名等を保有していないため、保健所の地域保健課で保有している死亡小票から自殺で死亡したものの年齢・性別等の情報を収集する必要がある。

(4) 個人情報を利用すること及び提供することの必要性について

ア 死亡小票を利用することについて

人口動態調査令に基づき保健所長は死亡小票を作成し保管しなければならないとなっており、その事務は地域保健課が行っている。

今回のセンターの調査では、死亡小票の死亡原因が自殺である者を対象に、その実態を把握し分析するため、地域保健課で管理している死亡小票の個人情報を保健予防課が目的外に利用するものである。

イ 死亡小票から抽出した個人情報をセンターに提供することについて

自殺による死亡者の実態を把握し、現状に即した自殺対策事業の基礎資料とするため、自殺で死亡した者の死亡小票より調査必要となる項目をセンターに提供する必要がある。

なお、センターよりこの調査研究事業を実施するにあたり、死亡小票の目的外使用について国へ申請中であり、許可取得見込みとの報告があった。

(5) 本人以外のものから収集し、目的外に利用し及び目的外に提供する個人情報について

様式 3-1 及び様式 3-2 の項目にて収集する。

ア 様式 3-1 の項目

- (ア) 性別 (イ) 年齢 (ウ) 市町村 (エ) 死亡した所
- (オ) 死亡した年月 (カ) 国籍 (キ) 夫・妻の有無
- (ク) 配偶者年齢 (ケ) 配偶者のない理由 (コ) 世帯の仕事
- (サ) 職業 (シ) 産業 (ス) 種別 (セ) 死亡原因
- (ソ) 死因の種類 (タ) 死亡年 (チ) 死亡月 (ツ) 死亡曜日
- (テ) 死亡時刻 (ト) 発生場所 (ナ) 手段

イ 様式 3-2 の項目

- (ア) 直接死因 (イ) (ア)の原因 (ウ) (イ)の原因 (エ) (ウ)の原因
- (オ) 影響を及ぼした疾病 (カ) (ア)の発病又は受傷までの期間
- (キ) (イ)の発病又は受傷までの期間 (ク) (ウ)の発病又は受傷までの期間
- (ケ) (エ)の発病又は受傷までの期間 (コ) (オ)の発病又は受傷までの期間

(6) 本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報の本人以外のものからの収集並びに目的外に利用すること及び提供することの対象者が死者であるため、個人情報を本人以外のものから収集する

こと並びに目的外利用及び提供の通知書を送達できない。

また、本件個人情報には死者本人のみでなく遺族の個人情報でもあるが、遺族を特定することが困難なため、本人以外のものから収集すること並びに目的外利用及び提供の通知書を省略する。

(7) 実施時期

2008年3月14日から実施。

2008年1月1日以降の期間の個人情報については、それぞれ1年間分をまとめて提供することとする。

(8) 提出資料

ア 神奈川県精神保健センターからの依頼文書の写し

イ 自殺対策基本法（抜粋）

ウ 自殺総合対策大綱（抜粋）

エ 調査様式3-1, 3-2

オ 神奈川県の自殺者の状況について

カ 神奈川県 平成19年度こころといのちのサポート事業（自殺対策）

キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性について

調査項目に「国籍」があるが、これは自殺による死亡者の国籍により特徴があるかの実態を調査することにより、今後の自殺対策事業を実施する上での基礎資料とするものである。そのため、国籍は本調査において必要な項目であり、調査対象市町村すべてに共通する項目である。

以上のことから判断すると、社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。

(2) 本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することの必要性について

人口動態調査令に基づき保健所長は死亡小票を作成し保管しなければならないとなっており、その事務は地域保健課が行っている。

保健予防課において、センターの調査研究に協力するにあたっては、自殺で死亡した者の年齢・性別・職業等が必要であるが、これらのデータは死亡小票からしか得ることができないものである。

なお、実施機関によれば、センターから、この調査研究事業を実施するにあたり、死亡小票の目的外使用について国へ申請中であり、許可取得見込みとの

報告があったとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することの必要性があると認められる。

- (3) 本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報の本人以外のものからの収集並びに目的外に利用すること及び提供することの対象者が死者であるため、個人情報を本人以外のものから収集すること並びに目的外利用及び提供の通知書を送達できない。

また、本件個人情報は死者本人のみでなく遺族の個人情報でもあるが、遺族を特定することが困難なため、本人以外のものから収集すること並びに目的外利用及び提供の通知書を省略する。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上